2021年12月9日

横浜刑務所長

白川 秀史 殿

神奈川県弁護士会 会長 二川裕之

### 警告書

当会は、申立人 A 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講じる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、以下のとおり警告いたします。

### 警告の趣旨

横浜刑務所が、申立人に対し、2019年11月30日以降2021年9月2日までの間、監視カメラ付き単独室処遇とした処分は、申立人のプライバシー権を侵害するものであり、仮に、カメラが作動していない時間帯があったとしても、カメラが作動していないことを伝えずにいたことから、申立人を監視の不安に晒して非人道的に扱うものであって、申立人の尊厳を侵害するものである。また、2020年2月5日以降、懲罰及びその調査の期間を除く2021年10月18日現在までの間、正当な理由なく昼夜単独室処遇とする処分は、申立人の幸福追求権を侵害するものである。

したがって,速やかに申立人に対する昼夜単独室処遇を停止するよう求めるとともに,監視カメラ付き単独室処遇はもちろん昼夜単独室処遇についても必要やむを得ない場合にごく短期間のみ実施するにとどめるよう,警告する。

#### 警告の理由

別紙調査報告書のとおり

2019年(救)第39号 A 申立事件

2021年11月24日

# 調査報告書

神奈川県弁護士会 会長 二川裕之 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会 委員長 櫻井みぎわ

上記事件につき、調査の結果を次のとおり報告します。

## 処遇意見

横浜刑務所が、申立人に対し、2019年11月30日以降2021年9月2日までの間、監視カメラ付き単独室処遇とした処分は、申立人のプライバシー権を侵害するものであり、仮に、カメラが作動していない時間帯があったとしても、カメラが作動していないことを伝えずにいたことから、申立人を監視の不安に晒して非人道的に扱うものであって、申立人の尊厳を侵害するものである。また、2020年2月5日以降、懲罰及びその調査の期間を除く2021年10月18日現在までの間、正当な理由なく昼夜単独室処遇とする処分は、申立人の幸福追求権を侵害するものである。

したがって、速やかに申立人に対する昼夜単独室処遇を停止するよう求める とともに、監視カメラ付き単独室処遇はもちろん昼夜単独室処遇についても必 要やむを得ない場合にごく短期間のみ実施するにとどめるよう、警告するのが 相当である。

#### 理由

#### 第1 申立の趣旨

2019年11月30日,横浜刑務所が申立人に対してなした監視カメラ付き昼夜単独室処遇とした処分について,申立人の生存権,幸福追求権の侵害であることを明記した上で,直ちに右処遇を停止し,通常の居室に戻すよう勧告を行うことを求める。

#### 第2 相手方の主張

被収容者の居室は、申立人の過去全ての動静等を踏まえて、刑事施設の長が指定している。申立人については、夜間、居室棟において、巡回勤務中の職員に対し、金銭を弁護士から渡す見返りに甘味品を居室内に入れてほしいと言い向けるなど、長時間にわたり、言葉巧みに職員に話し掛けて、職員を篭絡しようとする言動が認められた。そのため、申立人の職員に対する言動を確認し、その動静を綿密に視察する必要があり、職員の視察を補助するためのカメラを設置している居室に収容した。本件処分の終期については、相手方において、申立人が職員を篭絡しようとするような言動が消滅し、綿密な視察が必要ないと認められた場合に、カメラが設置された居室から変更することを検討する。

#### 第3 認定した事実

当委員会が調査により認定した事実は以下のとおりである。

- 1 申立人は、2019年11月20日に他の収容者との間でトラブルがあったことから単独室に収容され、その後、相手方は、「申立人が、夜間、収容されている居室棟において、巡回勤務中の職員に対し、金銭を弁護士から渡す見返りに甘味品を居室内に入れてほしいと言い向けるなど、長期間にわたり、言葉巧みに職員に話し掛けて、職員を篭絡しようとする言動が認められた」という理由(以下、「本件監視処分理由」という)に基づき、「申立人の職員に対する言動を確認し、その動静を綿密に視察する必要がある」という目的(以下、「本件監視処分目的」という)で、同年11月30日に申立人の居室を監視カメラが設置されている単独室に指定(変更)した(以下、「本件監視処分」という)。本件監視処分は、2021年9月2日まで続き、その後も昼夜単独室処遇は10月18日現在まで続いている。
- 2 他方,2019年12月27日に反復要求を理由とする閉居40日の懲罰が言い渡され,同日から2020年2月4日まで懲罰が行われた。なお,反復要求の具体的な内容は,申立人によれば,同じ看守に対して,2019年8月31日から同年10月26日までの間,『お菓子を入れてください』と反復して要求をした,というものであるが,申立人は懲罰審査会において否認していた。
- 3 前記40日間の閉居罰が終了した2020年2月5日以降も本件監視処分は続き,また,作業は居室内,運動は月2回程度の集団運動以外は一人,風呂も一人,という昼夜単独室処遇も続けられた(以下,2020年2月5日以降の昼夜単独室処分を「本件昼夜単独室処分」という)。なお,2020

年6月16日から同年7月10日までは、不正製作、物品不正所持及び文身を理由とする閉居25日の懲罰が、同年10月6日から同月20日までは、物品不正使用を理由とする閉居15日の懲罰が、それぞれなされている。また、2020年8月7日に居室が変更されたが、これは畳の無い部屋から畳のある部屋への変更であり、それ以外の点において居室に差異は認められない。

- 4 居室の指定に係る内部規程は定められておらず,相手方所長の裁量により決定されている。居室を指定した理由は,申立人に対し開示されていない。
- 5 監視カメラの作動状況については、相手方は回答しなかったものの、申立人の動静を綿密に視察する目的で職員の視察を補助するためのカメラを設置している居室に申立人を収容していることから、監視カメラは必要に応じて作動しているものと認められる。また、本件監視処分期間中は、申立人を視察するため夜間も常夜灯が点灯されていた。
- 6 申立人に対する鎮痛剤,抗血栓剤,抗アレルギー剤,漢方及び消化器官に対する薬剤を除く定期の処方状況については,2019年11月30日時点でロヒプノール(不眠症治療剤,現在は製造販売中止)のみであったのが,2021年7月5日現在はフルニトラゼパム(不眠症治療薬),セロクエル(統合失調症に対する効能又は効果のある抗精神病剤),アタラックス(抗アレルギー性緩和精神安定剤),レニベース(降圧薬)が処方されている。

#### 第4 当委員会の判断

- 1 監視カメラ付き単独室処遇について
- (1) 問題となる人権とその制約基準
- ア 何人も、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われ、非人道的な刑罰を受けることは許されず(国際人権 B 規約 7 条 $^1$ 、同 1 0 条 1 9 項 $^2$ 、国連被拘禁者処遇最低基準規則(マンデラ・ルール)規則 1 9 ),このことは憲法 1 9 3条の幸福追求権によっても保障されている。その中でも、カメラによる監視をされない権利は、とくにプライバシー権として保障され

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 「何人も,拷問又は残虐な,非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」国際 人権B規約7条第1文

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「自由を奪われたすべての者は,人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して,取り扱われる。」国際人権 B規約 10 条 1 項

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「すべての被拘禁者は,人間としての生まれながらの尊厳と価値に対する尊重をもって処遇されなければならない。いかなる被拘禁者も,拷問及びその他の残虐な,非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の対象とされてはならず,またこれらの行為から保護される。これらの行為は,いかなる状況下においても正当な行為として実施されてはならない。被拘禁者,スタッフ,サービス供給者及び訪問者の安全ならびに警備は,常に確保されるものとする。」国連被拘禁者処遇最低基準規則(マンデラ・ルール)(決議 E/CN. 15/2015/L. 6/Rev. 1)規則1

る。

また,有罪判決を受けた者であっても,身体的又は精神的完全性 (integrity)に対する傷害からの自由ないし予測可能な脅威からの保護 という意味における身体の安全についての権利を有しており (国際人権 B 規約 9 条 1 項 $^4$ , 2 0 1 4 年 1 2 月 1 6 日自由権規約委員会一般的意見 3 5 号 パラグラフ 3,同 5,同 9),被拘禁者の使用に供する設備,特に就寝設備は,すべて健康保持に必要な条件全部を満たしていなければならない(マンデラ・ルール規則 1  $^{5}$ )。

- イ さらに、国際人権 B 規約9条1項は「何人も、恣意的に逮捕されまたは抑留されない」と定めているところ、ここでいう「恣意性」の概念は、「法律違反」と同等に扱うべきではなく、不適切かどうか、不正義かどうか、予測可能性及び法に基づく適正手続(デュー・プロセス)が欠如していないかという要素並びに合理性、必要性及び比例性の要素も含めてより広く解釈されるから、適切でないさらなる拘禁も恣意的拘禁として許されない。
- ウ もとより刑務所においては、その施設管理や秩序維持等のために、被収容者の権利が一定程度制約される場合のあることはやむを得ないと解されるが、その制約は、必要最小限度に止められなければならない(比例原則)。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「処遇法」という)が、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持するために執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない(73条2項)としているのもこの趣旨と解される。
- エ したがって, 刑務作業中や移動中の行動が監視されることは刑務所内の安全や秩序維持のために認められうるとしても, 居室内におけるカメラによる監視は, それ自体居室内の人のプライバシー権を強度に侵害するものであるから, 監視カメラ付き居室への指定は, 被収容者に逃亡, 自殺・自傷のおそれやそれらに準ずる事由が認められ, 事後的に回復することが困難で, かつ重大な結果が予想される場合に限って許容されると解するべきである。

4 「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。」国際人権B規約9条1項第1文

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 「被拘禁者の使用に供する設備,特に就寝設備は,すべて健康保持に必要な条件全部を満たしていなければならず,気候条件及び特に,空気量,最低床面積,照明,暖房,換気について適切な考慮が払われていなければならない。」マンデラ・ルール規則 13

 $<sup>^6</sup>$  2014年12月16日 CCPR/C/GC/35自由権規約委員会による第9条(身体の自由及び安全)に関する一般的意見35号パラグラフ12。なお、同パラグラフ5によれば、すでに抑留されている者に対するさらなる制約、例えば、独房監禁も含まれるとされている。

### (2) 本件監視処分の人権侵害性

- ア 本件監視処分は、居室内の申立人をカメラで監視するものであるが、申立人について逃亡のおそれがあったり、自殺・自傷のおそれがあったなどという事実は認められない。したがって、本件監視処分は申立人のプライバシー権を侵害するものである。
- イ ちなみに、本件監視処分理由は、申立人が過去に職員を篭絡しようとす る言動をしたというものであるが、これが2020年2月4日に懲罰(4 0日間の閉居罰)を終えた反復要求の元となった事実を意味するのであれ ば、二重に懲罰するものとして許されない。仮に別の事実を根拠とするの であれば、その事実の有無について申立人に対し弁明の機会を与えて懲罰 手続きを執るべきところ、本件監視処分についてそのような機会は与えら れておらず、かつ、弁明の機会を省略する緊急の必要性等があったことを うかがわせる事情もなく,他方で本件監視処分は想定される懲罰期間をは るかに超えて長期にわたって継続された。さらに,本件監視処分目的によ る監視は、過去の事実の認定には役立たないものであって、将来の職員に 対する篭絡予防を目的としたものであることがうかがえるが、そのような おそれに対しては、職員に対する教育や研修を充実させ、あるいは適正に 職務を執行できる職員を配置すれば足りるはずである。また、このような 目的による監視を認めるならば、収容期間が続く限り監視を認めることに なりかねず、その人権侵害の程度は甚大である。実際、本件において申立人 は約1年9か月という長期間にわたって監視を受けており、その期間中に、 本件監視処分を受ける前には処方されていなかった抗精神病薬や降圧剤 が処方されるようになっており、著しく健康が損なわれていることは明ら かである。
- ウ なお,仮にカメラが作動していない時間があったとしても,作動の有無について申立人には知らされていないのであるから,申立人としては常に監視されているのと同様の緊張感を維持されることになり,その精神的苦痛や不安は甚大である。また,それゆえに室内で落ち着いて過ごすことができず,夜間も常時常夜灯が点灯していることもあわさって,申立人は安心して眠ることもできていなかった。特に,申立人には本件処分を行う理由は告知されておらず,弁明の機会も与えられていなかったが,このように適正手続きを欠いたことにより,なぜこのような処分が行われ,いつまで続くのかわからないという不安や恐怖が申立人の精神状態をより一層悪化させていたという面もある。

したがって,監視カメラが作動していない期間があったとしても,長期間にわたって申立人に対し作動状況を知らせずに監視カメラがある居室

に指定したことは、極めて非人道的かつ健康を損なわせるものであって、 申立人の尊厳を侵害したものである。

#### 2 昼夜単独室処遇について

- (1) 問題となる人権とその制約基準
- ア 被拘禁者に対する昼夜単独室処遇は,隔離処遇であって,社会的存在である人間を他者や集団から遮断し,身体的・精神的自由を制限するものであることから,できる限り慎重かつ限定的なものでなければならない。

このことは、憲法13条の幸福追求権の規定や、被拘禁者であっても、尊厳をもって人道的に取り扱われなければならないとする国際人権B規約7条、同10条、マンデラ・ルール規則1からも要請されるところである。

- イ また、マンデラ・ルール規則43は、「長期にわたる独居拘禁」等を禁止し、同規則44は、「独居拘禁とは、1日につき22時間以上、人間との有意な接触がない拘禁を指すものとする。長期にわたる独居拘禁とは、連続して15日を超える期間の独居拘禁を指すものとする」と定め、さらに、同規則45は「独居拘禁は、例外的な事案において最後の手段として、可能な限り短い期間のみ用いられるもの」とすると定めている。
- ウ 処遇法も、その76条において、受刑者を隔離できる場合の要件を明確に定め、その期間を原則として3か月とし特に継続の必要がある場合には1か月毎に更新できる等の厳しい制約の下で認めているが、それも同じ趣旨であると考えられる。
- エ したがって, 昼夜単独室処遇は, それを必要とする目的ないし理由がなければならず, 当該目的達成のために必要な最低限の期間に限られるものと解するべきである。
- (2) 本件昼夜単独室処遇の人権侵害性
- ア 申立人は、2019年11月20日から2021年10月18日現在まで、昼夜単独室処遇とされている(うち2019年11月30日から2021年9月2日までは監視カメラ付き単独室処遇である)。2019年11月20日から同年12月27日までは、他の収容者との間のトラブルを回避したり、懲罰手続きの調査のために一時的に単独にさせる期間が必要であったことは認められるとしても、閉居罰を終えた2020年2月5日以降の本件昼夜単独室処遇は、基本的にその必要性が認められない(なお、2020年6月16日から同年7月10日までの閉居罰としての25日間及び同年10月6日から同月20日の閉居罰としての15日間、およびそのために必要な調査の期間は、懲罰目的達成のために必要な最低限の期間にとどまるものと言え、人権侵害とまではいえず、これら

の期間については除くものとする)。加えてその期間は、閉居罰の期間を除いても、のべ1年数か月と極めて長期間に及んでいる。

イ 上記のとおり、処遇法76条は「受刑者の隔離」について,厳しい要件の下で認めているが,本件昼夜単独室処遇は,まさに同条の要件を潜脱するものであり,必要性なくしかもこのような長期間,月2回程度の集団運動以外は刑務所職員以外の人との接触や交流がないまま一人で過ごさざるを得ないというのは,極めて非人道的であり,申立人の幸福追求権を侵害するものである。

### 第5 警告とすることについて

以上の通り、監視カメラ付き居室への指定はプライバシー権や個人の尊厳に対する重大な侵害になりうるものであり、また昼夜単独室処遇も重大な人権侵害になりうるものである。したがって、これらの処分は、施設長のまったく自由な裁量に委ねられるべきではなく、少なくとも処遇法76条の隔離処分として、慎重に判断されるべきであった。

しかるに、本件においては、過去に職員を篭絡しようとする言動が認められたことを理由としているにもかかわらず、この点に関して申立人に告知して弁明の機会も与えずに本件監視処分を開始し、かつ、反復要求を理由とした閉居罰を終えたにもかかわらず、その後も漫然と処分を継続したものであって、その期間は極めて長期に及んでおり、懲罰や隔離処分以上ともいえる過酷な負担を強いたものであった。また、本件監視処分は、職員篭絡という被収容者と職員の双方のコミュニケーションの問題について、申立人側にのみ不利益を課すものであって、処分に至る経緯も公正であるとは言い難い。

また,国際人権 B 規約 9条 1 項が恣意的な拘禁を禁止していることはすでに述べたが,本件のように,施設長の判断のみによって,このように長期にわたり,監視カメラ付き居室に収容されたこと,また昼夜単独室処遇処分とされたことは,恣意的な拘禁であると判断せざるをえないものである。

したがって、本件については、昼夜単独室処遇の停止を求めるだけでなく、長期間にわたって監視カメラ付き単独室処遇および昼夜単独室処遇によって非人道的な取扱いをしたことについて反省を求めるため、警告とするのが相当である。

以上